

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

愛南町長 中村 維伯

市町村名 (市町村コード)	愛南町 (506)
地域名 (地域内農業集落名)	城辺地域 (土居、北裡、駄場、豊田、神越、中ノ谷、鼻、下長野、伊勢町、矢の町、後、沖、清水、松本、大森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月16日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は中山間地域にあり、主に急傾斜地の水田では水稻を栽培し、樹園地では柑橘(河内晩柑等)を栽培している。また、集落で中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度に取り組み、農地の保
全管理等は行っているものの、高齢化や後継者不足により今後農業者の多くは離農や規模縮小することが想定
され、後継者不在の農地が遊休化するおそれがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の裏作としてブロッコリー等の作付を推進し、通年ではなく裏作に特化した利用権設定等も地区の中で周
知し、水田の活用率と担い手の所得向上に繋げる。
果樹については、河内晩柑を中心とした柑橘栽培を行っていくが、老木化などによる収量の低下が進むおそれ
がある。そのため、補助事業等を活用し、園地の若返りや作業効率の向上を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の対象農地を農業上の利用が行われる区域とす
る。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農業を担う者を中心に集積・集約化に向けた検討を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員会を中心に、出し手受け手の意向を確認し、合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落や関係機関が連携して新規就農者や新規就農希望者の受け入れ体制を整備し、地域内外からの担い手の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①⑦中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の保全・管理等に取り組む。また、鳥獣被害が出ている区域については、電気柵やワイヤーメッシュ柵などにも活用することで圃場の防止対策を図る。

⑤果樹農業の産地維持及び振興のため、国、県等の補助事業を活用し、生産性の向上や持続可能な営農体制の構築を見据えた取組を進める。